

令和5年 網走市議会
 総務経済委員会会議録
 令和5年9月7日(木曜日)

日時 令和5年9月7日 午前10時05分開会

場所 議場

議長 平賀 貴 幸

議件

1. 議案第1号	令和5年度網走市一般会計補正 予算中、所管分	委員外議員(1名)	金 兵 智 則
2. 議案第5号	令和5年度網走市水道事業会計 補正予算	傍聴議員(6名)	栗 田 政 男 里 見 哲 也
3. 議案第6号	令和5年度網走市簡易水道事業 会計補正予算		永 本 浩 子 古 田 純 也
4. 議案第7号	令和5年度網走市下水道事業会 計補正予算 債務負担行為補正		古 都 宣 裕 村 椿 敏 章
5. 議案第8号	網走市職員旅費支給条例の一部 を改正する条例制定について	説明者	
6. 議案第10号	財産の取得について	副 市 長	後 藤 利 博
7. 議案第11号	市道の路線廃止について	企画総務部長	秋 葉 孝 博
8. 請願第5号	あばしりまちづくり条例の制定 を求める請願(5.6.15 継続 審査)	農林水産部長 観光商工部長 建設港湾部長	川 合 正 人 伊 倉 直 樹 立 花 学
9. 陳情第1号	国に対し、適格請求書等保存方 式(インボイス制度)の延期・ 見直しを求める陳情(5.6.15 継続審査)	水 道 部 長 新庁舎開設準備室長 新庁舎開設準備室次長	柏 木 弦 武 田 浩 一 小 松 広 典
10. 陳情第2号	軽油引取税の課税免除特例措置 の継続を求める陳情	職 員 課 長 税 務 課 長 農 林 課 長	寺 口 貴 広 稲 垣 一 寿 佐 藤 岳 郎
11. 市町村議会における「国土強 靱化に資する社会資本整備等 に関する意見書」の議決につ いての要請		農林水産部参事 水産漁港課長 観 光 課 長	江 口 優 一 渡 部 貴 聴 井 上 博 登
12. 秋季視察について		観 光 商 工 部 参 事	田 端 光 雄
13. 行政視察について		建 築 課 長 都 市 整 備 課 長 都 市 管 理 課 長	小 原 功 村 上 雅 彦 澁 谷 一 志
出席委員(8名)		営 業 経 営 課 長	佐々木 修 司
委 員 長	井 戸 達 也	上 水 道 課 長	木 村 篤 史
副 委 員 長	石 垣 直 樹	下 水 道 課 長	中 村 昭 彦
委 員	小 田 部 照	新庁舎開設準備室参事	大 嶋 尚 士
	澤 谷 淳 子	新庁舎開設準備室参事	遠 藤 崇 哲
	立 崎 聡 一	新庁舎開設準備室参事	高 橋 剛
	深 津 晴 江	新庁舎開設準備室参事	山 縣 叔 彦
	松 浦 敏 司	新庁舎開設準備室参事	日 野 智 康
	山 田 庫 司 郎		

欠席委員(0名)

事務局職員

事務局長 岩尾 弘 敏
次 長 石 井 公 晶
総務議事係 山 口 諒

午前10時05分開会

井戸達也委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案7件、請願1件、継続審査、陳情2件、うち1件継続審査、要請1件について審査をいたします。

本日の進行ですが、まず企画総務部、農林水産部関係の議案について審査後、理事者入替えをします。

その後、観光商工部、建設港湾部、水道部、新庁舎開設準備室関係分の議案について、理事者入替えをしながら順次審査いたします。

議案の審査が終わりましたら、請願、陳情、要請の審査をし、終わりましたら秋季視察と行政視察について協議をいたします。

それでは、まず初めに議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、賦課業務費、市民税賦課業務費について説明を求めます。

稲垣一寿税務課長 令和5年度一般会計賦課徴収費補正予算について御説明を申し上げます。

議案資料1号、5ページを御覧願います。

市民税賦課業務費に関する補正の理由及び内容でございますが、給与所得者の個人住民税は、原則として給与支払者が特別徴収、いわゆる給与天引きし、その特別徴収の税額通知については、市町村が給与支払者を經由して給与所得者に通知することとされております。

この特別徴収定額通知につきまして、令和6年度以降において、給与支払者が希望する場合は、電子的通知により提供しなければならないこととされました。

この通知は、地方税共同機構が運営するe L T A Xを經由して提供することになりますので、市町村の税務システムの改修が必要となりますが、今回、全国統一の仕様書等が公開され、その改修内容などが明らかとなったため、システム改修に係る経費を追加補正するものであります。

補正額につきましては、補正前の額が959万7,000円に対しまして、246万4,000円を追加するもので、財源内訳は一般財源となり、補正後の額は1,206万1,000円となっております。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

山田庫司郎委員 今、御説明をいただきました。

これは、本人の意向を確認した中で行うという説明があったように思っているのですが、強制で自治体がすぐやれるってということなのか、その辺ちょっと含めて御説明いただきたいと思います。

稲垣一寿税務課長 ただいまの御質問でございますが、この通知書につきましては、市町村はあくまでも給与支払者に通知することとなっております。給与支払者が1月末までに給与支払報告書、こちらを市町村に提出していただくのですが、その際に給与支払者が従業員への通知書を希望するかどうか。それによって、電子的通知にするか従来の紙による通知をするか判断するものでございます。

山田庫司郎委員 はい、わかりました。

それで、市町村がやらなければならないという説明ですが、これは国からの指示も含めて地方自治体が執り行っていると思うんですが、この財源の話なんですが、これやっぱり全額一般財源というのは、これ何か交付税措置があったり、何か補助というのは全くないんでしょうか。

稲垣一寿税務課長 こちらのですね、財源のほうなんですが、一応国のほうからはシステム改修に係る経費については、地方交付税で措置するという通知がされておまして、この地方交付税の措置がですね、地域デジタル社会推進費というものがございまして、これが令和3年度と4年度で終了だったんですが、こちらが令和5年度から7年度まで延長されておまして、財源措置については、こちらに含まれているものと認識しております。

山田庫司郎委員 理解いたしました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

松浦敏司委員 この特別徴収についてなんですけれども、事業所によってはね、所得税は預かるけれども、特別住民税については徴収していない事業所があると思うんです。そういうところについてはどんなふうになるんでしょう。

稲垣一寿税務課長 今回の改修による通知につきましては、あくまでも特別徴収をしている事業者に対しての通知に含まれるものですから、事業所が特別徴収をしていなければ、今回のものは対象外となります。

松浦敏司委員 理解しました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分については全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

井戸達也委員長 次に、議案第8号網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

寺口貴広職員課長 議案資料32ページ、資料5号を御覧願います。

議案第8号網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、旅行需要の回復等により宿泊料の高騰が続いていることから、出張の際に規定額での宿泊が困難な場合においても、必要な旅費の支給を可能とする調整措置を設けるため、当該条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、特別の事情がある場合に必要と認める旅費を支給することができるよう旅費の調整措置に関する規定を追加しようとするものでございます。

施行期日は公布の日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表については、下段に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをいたします。

議案第8号網走市職員旅費支給条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

井戸達也委員長 次に議案第1号中、畑作振興対策事業、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業について説明を求めます。

佐藤岳郎農林課長 それでは議案資料1号、6ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の補正予算について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容につきましては、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除作業を実施した圃場の耕作者に防除協力金を支払うため、次の経費を追加補正するもので、本年度、第2回定例会において対抗植物のポテモン14圃場51.78ヘクタール、KGM201で1圃場20ヘクタールの防除を行う耕作者に対し、防除協力金の支払いを計上しておりましたが、今回新たに、秋まき小麦収穫後の1圃場1.63ヘクタールの防除を追加で行うこととなったため、報償費26万6,000円を追加補正するものです。

2の補正額につきましては、(1)歳出予算は補正前の額が3,518万9,000円、補正額26万6,000円は全額が道補助金で補正後の額を3,545万5,000円とするものです。

(2)歳入予算の道補助金につきましては、補正前の額3,506万9,000円、補正額が26万6,000円で補正後の額が3,533万5,000円でございます。

説明については以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

立崎聡一委員 今、秋まき小麦の後ってというふうにあったんですけども、新規という考え方でよろしかったでしょうか。それとも、秋まき小麦は予定していなかったんだけどもってという解釈でよろしいでしょうか。

佐藤岳郎農林課長 今回追加となった圃場なんですけれども、Gpが確認されたのは令和元年になっております。ここ耕作者の方がですね、令和4年に離農されて、その後、農地を引き継いだ方がこの防除を行いたいということで今回追加させていただく内容となっております。

立崎聡一委員 理解しました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に議案第1号中、畑作振興対策事業、麦・大豆生産技術向上事業補助金について説明を求めます。

佐藤岳郎農林課長 それでは、同じく議案資料1号の7ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、麦・大豆生産技

術向上事業補助金の補正予算について御説明をいたします。

1. 補正の理由及び内容につきましては、農業者団体が行う麦・大豆の生産性向上に向けた農業機械の導入を支援するため、次の経費を追加補正するものです。

事業内容についてですが、7ページ下段から8ページにかけての3. 事業実施主体別内訳表を御覧いただきたく思いますけれども、ソフト事業といたしましては、対象作物が小麦と大豆となっております。排水対策や適切な施肥の実施及びスマート農業技術の活用により、小麦の単収増加や大豆の作付面積の拡大に取り組む15の事業者に対しまして実施をするもので、また、ハード事業といたしましては、対象作物が小麦となっております。農業機械の導入によるスマート農業技術の導入割合の増加と単収の増加及び労働時間削減に取り組む4事業者が導入する機械、合計12台の導入に対して、合わせまして事業費1億6,660万3,000円に対し、1億1,731万8,000円の助成を行うものとなっております。

7ページに戻っていただきまして、2の補正額につきましてですが、歳出歳入ともに記載のとおり補正前の額1億7,070万4,000円、補正額が1億1,731万8,000円で補正後の額を2億8,802万2,000円とするもので、財源につきましては、全額が道補助金となっております。

説明については以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 何回もこういう補助をいただいて、農家経営も非常に良くなってきている状況だというふうに思っていますけれども、ちょっと確認をしたいのは、3番目の事業実施主体別内訳表の中で事業内容がございませぬけれども、例えばソフトの面、8ページにございますが、それぞれ単収の増加というのが事業内容の中であるのですが、これは補助事業ですから、後で何か査定という表現がいいですか、何か評価されるような状況っていうのはあるかどうか。

佐藤岳郎農林課長 事業内容の中に記載させていただいておりますが、単収の増加等の文言っていうか、内容についてなんですけれども、こちらについては、成果目標というふうになっておりまして、こちらは後にですね、基準年に対してその単収の増加が見込める年度っていうものを設定しております。

て、その状況報告をいたしまして、それに対して成果目標達成がされたかどうかという確認がされるものとなっております。

山田庫司郎委員 補助ですから、結構多額の補助です。何でも補助の場合は、成果がちゃんと得られたのかどうかという確認がきくとあると思いますが、今説明あったように報告して、単収が上がっていいと。例えば、単収が上がっていなかったときは何かペナルティがあるんですか。

佐藤岳郎農林課長 当然、生産物ですので、この年に達成ができればいいんですけども、できない場合もございます。その場合はですね、その翌年にまた再度調査がされていくというような、成果目標が達成されるまでその報告が続くということになってございます。

山田庫司郎委員 理解させていただきます。

それで、最後の16から18の3組合の関係も約4,900万円が、これは事業費のほうが補助金より多いんですが、この部分は自己負担ということで解釈してよろしいですか。

佐藤岳郎農林課長 ハードの3つなんですけれども、導入事業、税金を除いてその2分の1ということから補助の要件になっておりますので、残りの分については、リースにはなっておりますけれども、自己負担となっております。

山田庫司郎委員 はい、理解いたしました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

松浦敏司委員 大変素人で申し訳ないんですけども、この16、17の中でどういう機械かわからないので、基本的にどんな機械なのか伺いたいたいたのですが、一つはシードドリルというのと、それから17でいうとワイドスプレッダというのがあるんですが、どういう機械でどんな作業の内容なのか伺います。

佐藤岳郎農林課長 まずシードドリルですね、播種機になっているんですけども、こちらのほうも、非常に性能が上がっておりまして、シードドリルのほうはちょっと難しいですけども、分割クラッチによって操作性が向上しているとかいろいろあるのですが、近年ですね、こういう農業機械、非常に進歩が著しくてですね、労働力が非常に削減されるということで導入が進んでいるものになっております。

あと17番のワイドスプレッダ、それからマウントスプレーヤを導入するというんですけども、こちらのほうにつきましてはスマート農業技術の活用

ということで、こちらについてGNSSですね、GPS等の情報を受信してですね、それによって、可変施肥であったりとか、そういった技術が導入されている内容となっております、これによって労働力の削減ももちろんなんですけれども、肥料の低減っていうものも図られるという内容となっております。

松浦敏司委員 いずれにしても、農業労働における軽減とか、あるいは畑作が、いわゆる収穫が増えるというようなことでやっているんだろうというふうに思います。

私も、ネットなんかで見ても随分、私たちの時代とは変わったものだというふうに痛感しているんですが、事業の内容については取りあえずわかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、議案第1号中、畑作振興対策事業、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金について説明を求めます。

佐藤岳郎農林課長 それでは同じく、議案資料1号、9ページを御覧願います。

令和5年度一般会計農業振興費、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金の補正について御説明いたします。

1.補正の理由及び内容につきましては、農業者団体が行う畑作産地の需要に応じた生産の拡大や生産体系の確立に向けた取組と、労働負担の軽減に向けた農業機械の導入を支援するため、次の経費を追加補正するものです。

内容につきましては、次の10ページの3.事業実施主体別補助事業内訳表を御覧いただきたいと思いますけれども、ソフト事業といたしましては、種子馬鈴しょの罹病率の低減、それから馬鈴しょの抵抗性品種の拡大、それからてん菜からの転換、それから豆類の品種の導入などに取り組むJAを含めた3事業者に対して、また、ハード事業といたしましては、てん菜から需要の高い作物への転換と、労働負担軽減に取り組む9事業者が導入する機械合計13台に対して、合わせて事業費1億8,939万円に対して、8,316万2,000円の助成を行うものとなっております。

9ページに戻っていただきますけれども、2番、補正額につきましては、歳出歳入ともに記載のとおり8,316万2,000円を補正するものとなっております。

て、財源につきましては、全額が道補助金でございます。

説明については、以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

深津晴江委員 御質問させていただきたいんですが、事業内容を見てもみますと、てん菜からの転換ということではいろいろな予算が組まれておりますが、てん菜ってというのは今までずっと網走では主立った作物の一つだったのだらうというふうに思うんですが、それを転換していく理由というのでしょうか、そういう状況を教えていただきたいと思えます。

佐藤岳郎農林課長 この事業はですね、国の補助事業を受けて行うものとなっておりますけれども、国としてもですね、需要の高い作物への転換というのを進めようとしているところでございまして、例えば今回ですと、てん菜から大豆ですね。大豆の国産化というのが非常に今進められておりますので、そちらのほうにシフトしていくと。逆にてん菜のほうはですね、残念ながら人工甘味料等が増えたことによってですね、もともとのてん菜の需要というのは、なかなか伸びない状況になってきておりますので、そちらの調整をしたいという国の事業になっておまして、てん菜のほうにつきましては、これを減らしていく方向ではあるんですけれども、これを減らすのと併せて肥料ですね、てん菜とは非常に肥料を多く使う作物になっておりますのでそちらのほうで、生産者のほうの意向で減っていく部分というのもあるかというふうには思っております。

深津晴江委員 てん菜から大豆への転換ってというのは、国の政策っていうところで理解いたしました。

この事業についても、事業費と補助金の差額がある部分がありますが、この差額については、組合の自己負担というふうに理解してよろしいでしょうか。

佐藤岳郎農林課長 こちらの事業も同様にですね、補助事業の2分の1、もしくは1,000万円が上限となっておりますのでその上限の残りの部分については自己負担、事業主の負担というふうになってございます。

深津晴江委員 わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 ちょっとの細かいことですがけれども、今深津委員からあったように事業費と補助金

の差額が自己負担と。それでちょっと対象品目の中で金額と補助金の違いが非常に大きい2番、3番の比較をしますとですね、てん菜からの転換という同じ内容ですが、大豆コンバイン1台1台と。これコンバインの機種が違うのかというふうに思いますが、2番については、事業費が約1,340万円の中で半分ぐらいの補助があると。次が約6,426万7,000円の6分の1ぐらいしか補助がないですが、この違いというのは何か中身があるんですか。

佐藤岳郎農林課長 導入の機器につきましてですけれども、導入機器はですね、委員のおっしゃるとおり……この 番の事業者が導入するコンバイン。非常に大型のコンバインになっておりまして、これは自走式なんですけれども、非常に馬力のあるものを導入するということになっております。これの事業費に対する補助事業、補助金が少ないっていうのは、先ほどちょっとお話もさせていただきましたけれども、この事業1,000万円が上限というふうになっておりますので、そちらでハード事業の上限1,000万円の分が、その差額の分がちょっと少なくなっている理由でございます。

山田庫司郎委員 上限が1,000万円と。これ1,098万3,000円あるけれども、これは何かいろいろあるのね、事務費用が。上限が1,000万ということで理解をさせていただきます。だから機能がいいものを買ったということ、その分自己負担が多くなるということと理解すればいいですね。

わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

松浦敏司委員 まず1番の馬鈴しょの関係で、2段目に馬鈴しょ抵抗性品種拡大ということでこれは、シストセンチュウの関係かというふうに思うんですが、今、シストセンチュウ、シロではない従来のキロシストと言うのでしょうか。畑に大分、感染といいますか、増えているというふうに聞いていて、そういう関係の今回の事業なのかなというふうに思うんですが、今現在、その状況というのは、もし、話せる範囲があれば伺いたいと思いますが。

佐藤岳郎農林課長 委員おっしゃるとおりですね、GPだけではなくてGR、もともとのシストセンチュウのほうも毎年、かなりの数が増えております。その結果によってですね、種芋の圃場が制限されるとかそういった状況にもなっておりますので、やはり、ここの蔓延防止というのを徹底していかなきゃならないというふうに考えております。

松浦敏司委員 これは網走だけではなくて、ほかの自治体でもこの問題があって種芋を確保するのが今後、相当困難になるかもしれないという危機感も農家の間ではあるというふうにも聞いています。これはぜひ、しっかり取り組んでほしいと思います。

それから先ほど、てん菜からの転換というお話がありました。国の政策として、てん菜を減らしていくという考えのようですから。では、どのぐらいの面積がこの転換によって減らされるのか、その辺、伺いたいと思います。

佐藤岳郎農林課長 国で進めている交付金の削減に対しての面積というのもありますけれども、網走市のお話をさせていただきますと、てん菜がですね、令和5年を調べてみたんですけれども、令和5年ではですね、ごめんなさい……平成27年、ちょうどジャガイモシロシストセンチュウが確認をされた年ですね、平成27年には、てん菜の作付面積は網走市で3,261ヘクタールございました。それが令和5年については、3,008ヘクタールに減少していません。これ率で申しますと、2割ぐらいが削減されていると……1割ぐらいですね。ごめんなさい、1割ぐらい減っているということになります。これ先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、これが交付金の対象面積が減ったから減らされたということではなくて、その肥料の問題もあると思いますけれども、このような現状となっております。

松浦敏司委員 理解しました。

それで、先ほども素人でよくわからなかったんですが、今回も5番の深耕アッパーロータリーっていうのがあって、字からすると深く耕すということなんだと思うんですが、簡単に言えばどんなものなのか、まず伺います。

佐藤岳郎農林課長 深耕アッパーロータリー、この字のとおりですね、ロータリーがけというのがありますけれども、それを深く行うということなんですけれども、このアッパーロータリーというのは、下のほうを荒く砕いて上層部を細かく砕くというような仕組みになっておりまして、爪が進行方向と逆に動くものがアッパーロータリーという機械になっているんですね。それを合わせて持っているものですから、深耕アッパーロータリーを使うと農地の畑を起す、それから再度砕くということと併せて整地をするというのが一つの工程で行えるという機械になっています。

松浦敏司委員 理解いたしました。

それから8番と9番なんですけれども、これは、同じ馬鈴しょでポテトハーベスター1台ということなんですけれども、事業費が全然違うんですが、この辺の違いってというのはどういうことなのか伺います。

佐藤岳郎農林課長 この8番と9番ですね、メーカーが違っておまして、メーカーも大きさも全然違うんですけれども、同じ牽引式ではあるんですけれども、このポテトハーベスターで2,200万円の事業費の機種につきましては、やはり大型化っていうのもありますし、処理能力が非常に高くなっている。それに加えて、土とか茎とかそういう収穫した後の分離というのが非常にスムーズに行える機種になっておまして、これによって、そこに乗っている人の数を減らすことができるということで省力化、労働負担の軽減が図られるっていう機械になってございます。

松浦敏司委員 理解しました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、沿岸漁業振興事業、能取湖ホタテ稚貝へい死対策事業について説明を求めます。

渡部貴聴水産漁港課長 議案資料11ページを御覧ください。

令和5年度一般会計補正予算、漁業振興費、能取湖ホタテ稚貝へい死対策事業について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容であります。能取湖で発生しましたホタテ稚貝のへい死につきまして、へい死原因の究明及びモニタリング等に要する経費が増大する見込みとなりましたことから、追加補正するものでございます。今回の補正では旅費40万円、需用費20万円、それから調査に係ります負担金、補助金及び交付金90万円、計150万円となっております。

2. 補正額であります。歳出予算としまして150万円を追加するもので、財源につきましては、全額基金繰入金となっております。

歳入予算につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

深津晴江委員 調査費の補正予算ということなん

ですが、今まで行われた調査の現状についてお伺いしたいと思います。

渡部貴聴水産漁港課長 現状でまだ調査というようなものは実施しておりませんが、今回のホタテへい死につきましては、4月3日に対策本部を設置しまして、その後ですね、実際の調査内容を検討するために検討委員会というものを有識者により設置しております。委員長は東京農業大学の千葉先生にお願いしておまして、構成機関としては、東京農業大学網走水産試験場、北海道水産技術普及指導所、開発建設部、西網走漁協、オホーツク総合振興局水産課、網走市となっております、その中でまずはですね、現段階で考えられるへい死要因というものの洗い出しを行っております。

今の段階で洗い出されたへい死要因につきましては、昨年の12月に発生しましたしけと高潮の影響、それから、春先の低塩分化。ホタテというのは、海水に生きるものなので塩分耐性というものが弱いので、低い塩分には弱いということで低塩分化。それから病気、有害プランクトン等々について今検討を行っております。

一部につきましては、例えば、低塩分に対するホタテの耐性とかというものは、東京農業大学のほうで予備試験的に実施をしておりますが、実際に今お話しした中でそれから疾病についても、実際に死んだものを検死とかをして病気というものも感染はされていないというところは確認されましたが、実際にしけで死んだのか、本当に低塩分で死んだのかという根拠がまだ見つからない状況でございます。

今回のこの調査費の増額といいますのは、委員会の中で専門家が議論する中でやはり、実際にまず、昨年12月に発生したしけを再現しなければならないということで今年10月からですね、湖内に機器を様々設置しまして、昨年発生したしけのときの波の揺れであるとか、それから高潮による潮の流れ、それから、春先の塩分濃度の低下等について調査を実施します。

さらに、その結果を基にシミュレーションを行いまして、昨年12月の海の状況をきちんと精査した中で、その結果を基にホタテに対して同じ条件を与えた試験を行って、実際にどのような形でへい死をしたのかということの検証を行うことを考えておまして、今回そのようなことでですね、当初シミュレーションまでは検討しなかったんですが、そのよう

な議論になりましたので、予算を今回増額しているような状況でございます。

深津晴江委員 今の現状については理解いたしました。

ということはこれから多分、具体的な対策については進めていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

渡部貴聴水産漁港課長 正式にはそうなるんですが、一方で今回、当初もお話ししてはいますが、能取湖の稚貝につきましては、その9割をほかの漁協に出荷している状況でございます。その中でやはり、買う側としては非常に大きな不安がある状況でございます。そういう状況で検討中であるので何も対策をしないということにはならないものですから、並行にはなるんですけれども、実際に先ほどお話ししましたへい死要因の中でしけ等については、例えばホタテをぶら下げる施設に重りを追加するとかということは、試験を行いながらできるものですから、そこについては並行して実施をして、最終的にそこに科学的な検証を行うようなスキームとなっております。

深津晴江委員 漁師さんをはじめ関係者の皆様、大変御不安な状況があるかと思しますので、ぜひしっかりと対策、対応していただければと思います。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 しっかりモニタリング含めて調査していただいて、結論が出るのが一番いいですが、今までの事例を含めると非常に難しいですから、複数の回答が出る可能性もあると思いますが、しっかり対策をしていただきたいと。

それで、今回の第3回定例会の冒頭の市長挨拶の中でも西漁協の現状について、御挨拶の中で報告があったのですが、漁獲量を含めて二十何%というちょっと私の記憶間違っなければですが、ちょっと厳しい状況だなというふうにちょっと認識をしています。

それで今年の稚貝のへい死については、網走漁協さんの御協力もあってですね、何とか乗り切った経過があって、今年のホタテについてはどんな状況なのか、また、ちょっと耳にしていますのは、今年のホタテのこっこっていうのですか、付着率はいいよという話もちょっと聞いていますから、来年以降は大丈夫なのかなというふうにちょっと期待も含めて思っているんですが、その辺、見込みも含めてですね、原課のほうで話せる範囲でいいですが、見解を

お示しいただきたいと思います。

渡部貴聴水産漁港課長 今年の能取湖のホタテの状況なんですけれども、ちょっと今手元にですね、私、データを持ってきていないので記憶の中でお話しさせていただきますが、当初の漁獲の想定よりも少ない状況であったと記憶しております。

理由としましては当初ですね、しけの影響については、地まきのホタテには、ほぼないという話だったんですけれども、やはり湖口、海に近い側でホタテが弱っていたというようなお話を聞いておりました。そのようなこともありまして、当初の予定よりもホタテが獲れない状況、それから、ホタテの値段につきましても昨年まで非常に高かったんですけれども、今確かに中国の関係で下がっていますけれどもそれよりも前にですね、やはり、その頃と比べたら若干、落ち着いてきた傾向もありまして、そのような中で両金額ともに昨年来年を下回っている状況であったと記憶をしております。

一方、稚貝の状況なんですけれども、稚貝につきましては、付着状況は悪くないというふうに聞いておまして、分散作業も無事に終了、失礼しました、仮分散作業も無事に終了したというふうに聞いておまして、来年につきましては、売り先についても話がついているというふうに聞いておりますので、そこについては、一安心をしている状況だと認識しています。

山田庫司郎委員 今年度はちょっと厳しい状況が一つありますが、来年度、今、付着率もいいという話も聞いていますので期待を含めて、そしてまた従来通り出荷も含めてできるように期待をさせていただきたいと思いますので、原課のほうでしっかり対応いただきたいと思います。

以上です。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

小田部照委員 私のほうからも、確認させていただきたいと思います。

この春、過去例のないホタテ稚貝が大量死してしまったということで漁業者の方は、原因が何なのかと。無酸素あるいは、先ほど答弁あったように高潮、大しけというのが原因だということでその対策対応にですね、先ほどもあったように重りを買って対策しなければならぬではないかというような協議をしている段階ではありますが、これ要請に係る旅費とあるんですが、国へ要請、要望に行っていると思いますが、国からの支援、そういう協議の進

捗状況というのはどのようになっていますか。

渡部貴聴水産漁港課長 国への要請状況なんですけれども、この事象が起きましてすぐに国のほうに要請するというかその段階では、水産庁との協議を何度か実施しております。

経過から言いますと水産庁としては、このような事象について、直営で何かをするというようなことはできないというふうに伺っておりますが、一方で今回うちの委員会にも、北海道開発局さんも入っておられますけれども、北海道開発局としては、能取湖自体は第4種の漁港区域になってございます。でするので、来年度、開発局様のほうで北海道の開発予算を使った実証試験を実施するという事で重りのですね、施設にぶら下げる重りについて検証を行うために今予算の確保等に動いているというふうに認識してございます。

小田部照委員 本当にどうなるかわからないような不安を抱えたままですね、来春の稚貝出荷に向けて今、仮分散、分散作業が行われている最中ではありますが、このモニタリングで先ほど、能取湖内にいるんなものを沈めてモニタリングをしていく、調査をしていくというようなお話もありましたが、結氷した海水の成分とかも調べられるような、冬季間の内水面の状況というのわかるようなモニタリングの仕方なんでしょうか。

渡部貴聴水産漁港課長 結氷時につきましては、今委員会の議論としましては、結氷しましたら波浪というものは発生をしません。ただし、一応今の予定では、加速度計という揺れを感知できるセンサーを冬季期間も施設につけます。それともう一つ、これ重要なんですけども、塩分計ですね。冬季間やはり、今回の議論で二つ先ほどもお話ししましたが、へい死要因として考えられるものはしけもしくは、融雪期の淡水による影響です。

ところが、冬季間やはり能取湖の場合は12月から4月まで結氷しておりますので施設に近づくことが非常に困難というか、ほぼ不可能になります。氷の張り方も最近不安定なので、氷の上を歩いていくことも今年度の冬はできなかったというふうに聞いています。

しかしながら、そこは機器をちょっとですね、例えば同じ塩分計につきましても、データを取る時間を一秒にするのか十秒にするのかで電池の持ち方も変わりますので、そこは検討を行いながら、冬季間、施設に塩分計を垂下してですね、塩分のモニタ

リングを実施する予定となっております。

小田部照委員 様々な工夫、努力されていることは重々承知しておりますが、来春、また間違っただけのように稚貝が死んでしまったとなるとですね、この漁業者の方々、持続きとできなくなってくるところもたくさん出てくるような状況でありますので、ぜひですね、国への要望、要請も含めて現場の漁師さんときちとマッチングするような対策、対応の仕方をぜひ、全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

井戸達也委員長 再開いたします。

次に、議案第1号中、観光振興事業、地域資源活用型観光推進事業について説明を求めます。

田端光雄観光商工部参事 それでは、議案資料12ページを御覧ください。

令和5年度一般会計観光振興費、地域資源活用型観光推進事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、網走市観光協会が行う外国人観光客向けに商品造成する地域の特有の観光資源を生かし活用した体験型観光ツアーの取組を支援するため、次の経費を追加補正するものでございます。

追加補正の内容といたしましては、ツアー造成等に係る負担金補助及び交付金として225万円を計上するものでございます。

次に2の補正額の歳出予算は、記載のとおりでございます。補正前の額300万円、補正額225万円、補正後の額525万円、財源は一般財源で225万円でございます。

3の(1)事業の概要でございますが、観光庁の

インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業補助金を活用し、航空機などを活用し、流水観光コンテンツを中心とした外国人観光客向けの流水モニターツアーを実施するものがございます。

(2) 対象者は、台湾人をターゲットとしておりまして、航空機の座席数から上限を96名としております。

(3) 実施時期は2月上旬と中旬の2回実施する予定でございます。

以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

深津晴江委員 今回の御説明と資料から申し訳ないんですけども、ちょっと全体像がわからないのでお聞きいたします。節の中で負担金補助及び交付金というのがありますが、この実施主体としては、どちらなのか。そして、全体の事業費としては幾らなのかということをお伺いしたいと思います。

田端光雄観光商工部参事 ただいまの御質問でございますが、実施主体は網走市観光協会になります。

網走市観光協会に対して、本事業による補助金225万円と観光庁の先ほど申し上げました、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業補助金、こちらを観光協会のほうで625万円交付を受けまして、総事業費850万円で実施いたします。

深津晴江委員 総事業費850万円の中の200……すみません、トータルでは525万円の補正後の額としてはそういうことで観光協会としましては、300幾らの自己負担でっていうんでしょうか、協会側の負担ということで理解してよろしいでしょうか。

田端光雄観光商工部参事 今回の事業の総事業費850万円でございます。市からの補助金は225万円でございます。観光庁から残りの差し引いた金額625万円を補助を受けますので、実質観光協会自体の持ち出しはございません。市からの補助金で全て賄うという形になります。

深津晴江委員 事業費については、理解いたしました。

それですね、モニターツアーの実施ってということなんですが、今回は事業概要としてまだモニターということで実施する段階にはないということなのでしょうか。このモニターツアーを実施して、そこ

を評価して次の事業に拡大していくっていう予定かということをお伺いしたいと思います。

田端光雄観光商工部参事 今委員おっしゃったとおりですね、今回はモニター事業として実施いたしまして、それで外国人観光客、台湾人の方からですね、アンケート等をしっかり収集して、来年以降にまたこういった事業が継続していけるんですとか、誰がどのような金額間で進めていけば、コンテンツとして受けるのだろうかとか、そういったことを検証していきたいというふうに考えております。

深津晴江委員 事業の概要としては理解いたしました。

で、対象者を台湾人の方に限ったというその理由について教えてください。

田端光雄観光商工部参事 コロナ以前から、網走の外国人別の観光客の国別割合につきましては、台湾、香港、それと大陸中国と言われる中国本土が多くを占めております。

コロナ下においてはですね、外国人観光客の入り込みはほぼゼロになりましたが、その間もですね、網走市も関わっておりますひがし北海道自然美への道DMOという組織がございまして、そちらのほうでアンケートを継続して実施してございました。そのアンケート結果によりまして、コロナ後に行きたい観光地についてのナンバーワンはやはり日本でして、加えてですね、都道府県別でも北海道という結果が出ております。加えて、調査の中で網走の観光コンテンツというのはですね、あらゆる世代ですとか、北海道の来訪歴の有無においても基本的には上位、物によっては最上位を占めておりまして、4回以上ですね、実際、北海道にいらっしゃる方についても、流水観光というのはいまだに興味があるという結果が出ております。そのような中で新たな、これまで来たことない方も、新たなファンですとか、リピーターの獲得、囲い込みをするということを目的といたしまして、台湾をターゲットにしております。

深津晴江委員 御説明について理解いたしました。ぜひ、コロナ禍が明けましたので、インバウンドも含めて観光振興というところでよろしく願いいたします。

はい、以上です。

井戸達也委員長 ほかに。

石垣直樹委員 対象者のところに上限96名と書かれておりまして、2月上旬、中旬に2回実施予定と

書いています。ということは、対象者は192名ということによろしかったですか。

田端光雄観光商工部参事 そちらの記載が紛らわしく申し訳ございません。飛行機はですね、48人乗りの飛行機でございますので、48人乗りを2回やって96名ということでございます。

石垣直樹委員 全体で96名ということを理解いたしました。

事業費総額850万円、この中にはアンケート調査費、旅行会社とのやり取り等ございますが、単純に96名、約100名で割ると1人80万円かかるのかなと見受けられますが、これが実際、商品化されたときにこのツアーに係る参加者のその費用はどの程度を想定されているものなんでしょうか。

田端光雄観光商工部参事 ツアーの網走での体験部分、お客様に体験していただく部分は積算していきますと、7万2,000円ほどになるかというふうに考えております。

これは網走の1泊2日の行程部分のみになりますので、台湾からいらっしゃる費用ですとか、北海道に入ってきて網走以外の立ち寄りも想定されますので、その辺りを含めますと旅行会社とも協議の中では、実際の販売価格については25万円ほどが想定されるということで旅行会社とは話をしております。

石垣直樹委員 わかりました。

網走に来て体験型ツアーをやるのに7万2,000円、旅費とか含めてツアーとしての25万円と理解いたしました。

こちらがもし商品化された際に、その後、後々の補助等は今のところ検討しているのでしょうか。

田端光雄観光商工部参事 本年度はモニターツアーとして、国の補助ですとか、市の補助をもって実施をいたしますが、来年度以降につきましては、基本的には実装化できる内容、値付けそういった部分も含めてアンケート調査で行っていきたいというふうに考えております。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

井戸達也委員長 次に、議案第1号中、道路維持補修事業について説明を求めます。

澁谷一志都市管理課長 議案資料13ページを御覧ください。

令和5年度一般会計道路橋梁費補正予算、道路維持補修事業について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容でございますが、8月4日から6日にかけて発生した大雨により破損した道路施設を補修するため、道路と復旧に係る工事費440万円を追加補正するものであります。

2. 補正額でございますが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

次のページ、3. 復旧事業概要、4. 復旧箇所図でございますが、災害箇所は、市内3か所であり、被災状況は歩道の崩壊など、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、雪対策事業、除雪作業車整備事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので併せて説明を求めます。

澁谷一志都市管理課長 議案資料15ページを御覧ください。

令和5年度一般会計道路橋梁費補正予算、除雪作業車整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容でございますが、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、除雪事業者の車両更新に係る経済負担を軽減し、安定的な除雪体制を維持するため、小型ロータリー除雪車を購入する費用3,116万6,000円を追加補正するものであります。

なお、半導体不足に加え特殊車両ということもあり、部品等の製造調達に時間を要するため、年度内の事業完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越するものでございます。

2. 補正額、3. 繰越明許費の内訳でございますが、記載のとおりでございます。

説明は以上です。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、議案第1号中、公園整備事業、

公園遊具安全対策事業について説明を求めます。

澁谷一志都市管理課長 議案資料16ページを御覧ください。

令和5年度一般会計公園施設整備費補正予算、公園遊具安全対策事業について御説明いたします。

1. 補正の理由及び内容でございますが、本市が管理いたします公園について公園施設の劣化点検の結果、劣化が著しく修繕できない公園施設が確認され、現在使用禁止措置を5公園6基の公園施設において実施しているところでございます。

内訳としましては、木製複合遊具2基、休憩施設4基になり、このうち木製遊具複合については、万が一、子供たちが立ち入り遊ぶことも考えられることから本体部分を撤去するもので、撤去に係る工事請負費220万円を補正するものでございます。

また、休憩施設につきましては、現行予算で養生を行い、来年度、交付金を活用して撤去したいと考えております。

2. 補正額でございますが、補正額、財源内訳については記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

松浦敏司委員 ここに撤去ということ、危険だから撤去するということは理解します。それで、その後はどうなるんでしょう。撤去しっぱなしですか。

澁谷一志都市管理課長 この後ですね、今あの公園の再編も行っています。それで、公園の再編の中で公園によっては、遊具をまた新たに置く公園、また、置かないで休憩施設を置くような公園を考えておりますので、それに基づいて今後、整備していくような状況でございます。

松浦敏司委員 実は、地域を訪問している中で町内の人から、自分の住んでいるところの公園で滑り台とか遊具が撤去されたんだけど、その後、新しいのがつくのかと思ったらその予定はないということに言われて、ちょっと憤慨している人もいたということでそういう意味では、今、課長が言ったように今後、再編する中でというようなことが、お話がありましたけれども、やはり地域住民の声をしっかり聞かないと、いろいろと問題も起きるんだろうというふうに思うんですが、その辺どんなふうにお考えですか。

澁谷一志都市管理課長 この再編、進める中で公園をですね、遊具を残すところ、残さないところ

というのは、今年、対象となる地区に説明をいたしまして、一応ここの地区につきましては、こういう形で進めたいということで町内会のほうには説明をいたしまして、了解をいただいた上で今、再編を進めている状況でございます。

松浦敏司委員 公園ってというのは、いろんな役割を果たさだろうというふうに思います。災害時には場所によっては避難するというようなこともあるだろうし、当然子供たちがそこで遊んだりできるという、そういう役割を持ってその地域にそれぞれの地域に公園が設置されているということなので、遊具も当然、地域の様々なコミュニティーなんかも考えて、子供たちが遊べる場所を確保するというで設置していたんだろうと思うんですけども、それが危険な状況になったりして撤去すると。それはそれで理解しますが、やはり、目的に沿った形での公園というのがあるべきだと思うので、その辺はしっかりと地域住民の声を取り入れる中で判断というのをやっていただきたいというふうに思います。

それは要望として言っておきます。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

山田庫司郎委員 単純な質問です。5公園を教えてください。

澁谷一志都市管理課長 5公園につきましては、駒場北4丁目公園、羽衣公園、大曲西公園、あかしや公園、南公園となっております。

山田庫司郎委員 この5公園のうちの木製の遊具本体を撤去すると。で、4基ですよ。あと休憩場も含めて来年っていう話だったんですが。

澁谷一志都市管理課長 木製遊具をですね、撤去する公園につきましては、2公園でございます、駒場北4丁目公園と羽衣公園となっております。

山田庫司郎委員 今回の予算は遊具を撤去するためっていう形で書いているんだけど、今5公園の説明があったんですが、2公園だけの木製の撤去をします。休憩所については、来年度という話、先ほど説明ありましたから、2公園の2つを撤去する金額だということではないんですか。

澁谷一志都市管理課長 そのとおりでございます。休憩施設につきましてはですね、今年度、現行の予算で立ち入りしないようにメッシュのフェンスで囲いまして対応したいと思っております。

山田庫司郎委員 5公園の説明をいただいたんですが、これ例えば、羽衣、駒場北の2公園を木製のやつを撤去しますと、それが220万円ですと。先ほ

ど説明、私が聞いたからしたのかどうかなんです
が、あかしやとか南公園等は今回工事が無いんです
ね。

そういうことなんだ。

そうしたら、駒場北と羽衣の木製を撤去する予算
ですという整理でいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、理解いたしました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございますか。

小田部照委員 ちょっとすいません。今の質疑の
中で確認しておきたいんですが、この公園遊具安全
対策事業ということで危険な遊具の撤去をされると
いうことですが、再編や整備、統合についてはです
ね、地域住民とよく話し合い、多少時間がかかるも
のだと認識しておりますが、この危険だと思われる
ような公園施設の点検で指摘のあった遊具というの
は、これで全てが撤去されるのか、残りどれぐらい
全体であるんでしょうかね。

澁谷一志都市管理課長 今回の撤去は、あくまで
も劣化の点検をした結果でございます。ほかのまだ
古い施設っていうのはございます。ただ、今回の点
検ではですね、来年の点検までは使用できるって
いう判断をいただいておりますので、今現在という形
でございます。

小田部照委員 今現在、危険なものはここしかな
い、来年も使えるであろう。市内相当数の公園があ
りますが、危険な遊具はほかにないんだということ
なんですか。

澁谷一志都市管理課長 今すぐ撤去は必要ないで
すけれども、今後、そういう可能性がある遊具につ
きましては、今回の点検結果では54遊具という可
能性があるという報告があります。

小田部照委員 今の御答弁だと、54の遊具がその
可能性があるということで、現在は使用されている
んですか。それともピンクテープか何かで撤去もさ
れないままの遊具が54か所あるんですか。

澁谷一志都市管理課長 劣化の診断は4段階あり
まして、A B C Dとありまして、Aが健全な状態で
B C Dといくにつれて段々と悪いと。今回撤去す
るのは、もう使用禁止ができないというD判定でござ
います。今回ですね、C判定、まだ使えるだけけれ
ども、まずそういう可能性があるっていうことので
、現段階では黄色い使用禁止のテープっていう
のは巻いてはおりません。

小田部照委員 今段階では、さっき言ったA B C

DのC判定が54か所あるけれども、今は使われてい
ると、ピンクテープで使用禁止のまま放置されてい
るわけではないという認識ですね。

澁谷一志都市管理課長 そのとおりございま
す。

小田部照委員 はい、理解いたします。

公園の安全対策ですので、これ今年、特に猛暑で
遊具も危険なんですけれども、なかなか芝生とか雑
草とかがすごいってというような、そして、なかなか
刈ってくれないんですというような話が僕のところ
にも来ていたり相当数あったと思いますけれども、
そういう状況ってどうでしたか。

澁谷一志都市管理課長 今、委員おっしゃるとお
り、今年はですね、かなり草がぼうぼう伸びている
という問合せっていうのがかなり来てございます。

今、公園の管理というか、草刈りは公園によって
2回から3回草刈りをしています。3回ですと、6
月、8月、10月という形でやっているのですが、ど
うしても今年はですね、非常に成長も早く伸びて
いるとそういうこともありますので、今後はです
ね、回数を増やすことが可能かどうかっていうのは
業者と協議しながら進めていきたいと考えておりま
す。

小田部照委員 本当に今年は猛暑日で、今答弁あ
ったとおりなんです。今後ね、この全国的な猛
暑が続くような状況もありますので、ぜひこの安全
対策ですので、そういった面もきちっと考慮しなが
ら、今のマンパワーでは足りないなら別のことも考
えながらですね、よく協議して市民が安全な利用が
できるようにより一層努めていただきたいと思います
と思います。

以上です。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございますか。

石垣直樹委員 2公園の木製遊具の撤去というこ
とでございますが、私の近所の緑ヶ丘公園で冬場に
砂場の撤去、ロープ遊具の撤去が行われまして、雪
解け後に砂が公園内のアスファルトに沢山積もって
いた。または、砂場が土になって雑草が生えてい
る。そして、ベンチも壊れてピンクテープがかかっ
ているというような工事後の状況があまりよくない
公園があると思いますが、その辺、今回この事業を
行うについて留意点とかあれば教えてください。

澁谷一志都市管理課長 そういう冬場の仕事で雪
解け後、そういうのが見られるっていうのは、町内
会を通して聞いております。今回ですね、撤去する

際はですね、そこら辺も撤去後もどのような状態になっているかっていうのも、こちらのほうでちゃんと把握しながら業者に事前に説明したいとは思っております。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

深津晴江委員 確認させていただきたいんですが、公園施設の点検について、定期検査の時期がありましたら教えてください。

澁谷一志都市管理課長 公園の管理は、今委託業者が月1回の日常点検を行ってなっております。今回ですね、専門業者の方が点検しているんですけども、これは年に1回しております、来年もまた同じような時期に実施したいと考えております。

深津晴江委員 その時期を教えてくださいと思います。

澁谷一志都市管理課長 今年については6月21日から25日にかけて実施しております。来年もですね、同じような時期に実施したいと思っております。

深津晴江委員 承知いたしました。

ただ、雪解けで4月ぐらいから遊具を使おうと思ったら使えない、使える状況になってくるとすると今C判定が54基あるということですので、もう少し早目に点検をして、危険が増してないかどうかというところの確認も必要かと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号中、民間住宅建設促進事業、住環境改善補助金について説明を求めます。

小原功建築課長 議案資料1号の17ページを御覧願います。

令和5年度一般会計建築総務費、住環境改善補助金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本補助金は住環境の改善を目的とし、市民が住宅の改修を行う場合にその費用の一部を助成するものであります。

今年度、当初予算において1,800万円を計上しておりましたが、今後も想定を上回る申請が見込まれることから、次の経費を追加補正するものであります。

経費使途は、住環境改善工事費に係る補助金で金額は1,000万円を計上するものであります。補正額であります。補正前の額が1,800万円、補正額

が1,000万円、補正後の額が2,800万円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

澤谷淳子委員 当初予算の1,800万円ということで、こちらたしか1,800万円の予算に先着順で応募を受けて1,800万円の予算が来たら、それで受付終了というふうに書いてあったと思ったんですけども、予想以上に申込みが多かったんでしょうか。

小原功建築課長 当初予算の見込みで1,800万円を計上しておりましたが、8月末の時点になります。申請件数154件、額が1,429万3,000円、来月か再来月ぐらいには一杯になってしまうものですから、この時期に補正予算を計上したいという考えでございます。

澤谷淳子委員 先着順って書いてあったんですけども、要するにこれからも申込みがある予定なので、一応、申請のあった方は今回2,800万円になりましたけれども、そこまではやるということですね。

小原功建築課長 そのように対応したいと考えております。

澤谷淳子委員 このときはエアコンの設置やストープの設置は、このリフォームのこれには入らないということ。ただ、市民の方から今回本当に暑かったのでエアコンとかもこれ使えますかというような問合せっていうのは、実際はあったでしょうか。

小原功建築課長 現時点でそのような数は、数件あったというふうには肌感覚でありますけれども、具体的な数値として統計を取っているものではございません。

澤谷淳子委員 それでは最後にですね、こちら、普通のトイレとかキッチンとかお風呂とか住宅リフォームもそうですけれども、電気のソーラー、自宅で、その申請って割合としてはまだあります。

小原功建築課長 太陽光発電の設置に係る工事費についても補助の対象としておりますが、令和4年度、本年度現在までに申請はない状況でございます。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございますか。

松浦敏司委員 順調に事業が進められているということはわかりました。実は資材が非常に値上がりしていて、当初予定しているよりも各家庭でね、予定していても予想を上回る見積りになることも起

きているんだろうと思いますし、そうすると、今現在のこの制度は、制度としてはいいと思うんですけども、補助の率を高めるようなことをしないと、結局は各家庭の自己負担が増えてしまうというようなことが起きるんだろうと思うんです。そんなことも検討をしないと、これまでやれた事業が、やれた工事ができないということも起き得るので、その辺、検討すべきだと思うんですが、どんなふうにお考えでしょう。

小原功建築課長 確かに資材の高騰というのがすごく大きな額が割増しになっているということで、報道等で承知しているところでございます。

ただ、昨年度の工事の契約額の平均を見ますと、本年とあまり変わらない状況なものですから、今後、資材高騰等の動向などに応じて、どのような形がいいのかということは考えていかなければならないことだと考えております。

松浦敏司委員 はい、理解しました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第1号令和5年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

井戸達也委員長 次に、議案第11号市道の路線廃止について説明を求めます。

澁谷一志都市管理課長 議案資料36ページ、資料8号を御覧ください。

市道の路線廃止について御説明いたします。

廃止する路線は、路線番号11嘉多山中央線で路線の延長、敷地幅員等は記載のとおりでございます。

廃止理由につきましては、位置図で説明させていただきます。次ページを御覧ください。

廃止理由ですが、実線の道道へ昇格した市道嘉多山中央線と破線の市道となった道道嘉多山卯原内停車場線の両路線において、道路の維持管理業務等に支障のないよう、双方で重複認定しておりましたが、本年7月当該2路線の引継ぎが完了したことから、実線の市道嘉多山中央線を廃止するものでございます。

なお、北海道においては、道路の区域変更により、破線の道道嘉多山卯原内停車場線を外す手続を

完了しております。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第11号市道の路線廃止については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

井戸達也委員長 ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

10分休憩にしましょう。40分から再開。

午前11時30分休憩

午前11時40分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第5号令和5年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

佐々木修司営業経営課長 議案資料29ページ、資料2号を御覧いただきたいと思います。

議案第5号令和5年度網走市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由でございますが、令和5年5月請求分、6月請求分の水道料金の減免実施に関し、減免額が確定したため、水道料金を減額し、一般会計負担金を増額する財源補正を行おうとするものでございます。

2. 補正の概要でございますが、収益的収入の中段、第1項、営業収益を5,365万円減額し、下段第2項、営業外収益を5,365万円増額しようとするものでございます。

なお、既決予定額、補正後予定額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

松浦敏司委員 大変、市民からも喜ばれた減免だったというふうに思います。

それで、一般市民で民間のアパートに入っている方から相談があったんですが、そのアパートでは、実は入居者の減免はならなかったんだというふうな相談を受けまして、これはどういった場合にそういうことが想定されるのか。私も当然、全ての事業

所、それから全ての世帯が減免の対象だというふう
に認識していましたので、その辺、どんなことが理
由でそういうことが起こるのか伺いたいと思いま
す。

佐々木修司営業経営課長 その方が具体的にどう
いうケースかちょっとわかりかねますが、例えば、
大家さんが一括して入居者の分を全て支払っている
という場合につきまして、大家さんに請求がいきま
すので直接的な減免、入居者の方の減免は起きない
ですとか、例えば、グループホームなんかに入って
いますと、施設の利用料なんかに入っていたりしま
すとそれも施設側が払っていたりということので、
会社で契約されているところもありますし、いろ
いろと全体的な減免が行き渡るかといいますと、
仕組み上そういう形にはなっていないという状況で
ございます。

松浦敏司委員 なるほど。そういうことがあるん
ですね。わかりました。そのように伝えておきま
す。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第5号令和5年度網走市水道事業会計補正予
算は、全会一致により原案可決すべきものと決定し
てよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定しました。

井戸達也委員長 次に、議案第6号令和5年度網
走市簡易水道事業会計補正予算について説明を求め
ます。

佐々木修司営業経営課長 議案資料30ページ、資
料3号を御覧いただきたいと思えます。

議案第6号令和5年度網走市簡易水道事業会計補
正予算について御説明申し上げます。

1. 補正の理由でございますが、令和5年5月請
求分、6月請求分の簡易水道料金の減免実施に関
し、減免額が確定したため、水道料金を減額し、一
般会計負担金を増額する財源補正を行おうとするも
のでございます。

2. 補正の概要でございますが、収益的収入の中
段、第1項、営業収益を100トン4万1,000円減額
し、下段第2項、営業外収益を100トンで4万1,000

円増額しようとするものでございます。

なお既決予定額、補正後予定額につきましては、
資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第6号令和5年度網走市簡易水道事業会計補
正予算は、全会一致により原案可決すべきものと決
定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第7号令和5年度網走市下水道会計補
正予算について説明を求めます。

中村昭彦下水道課長 議案資料31ページ、資料4
号を御覧願います。

議案第7号令和5年度網走市下水道事業会計補正
予算につきまして、御説明させていただきます。

下水道事業会計において、下水道事業の汚水処理
施設等包括的維持管理業務の委託につきまして、本
年度で契約期間が満了するため、令和6年4月1日
から履行開始が予定されております。網走市汚水処
理施設等包括的維持管理業務委託は、令和5年度中
に公募型プロポーザル方式での業者選定の事務等に
執り進められるよう、債務負担行為の設定を行おう
とするものでございます。

内容及び限度額につきましては、下水道施設であ
ります網走市浄化センター、スラッジセンター、コ
ンポストヤードポンプ場、マンホールポンプ場の維
持管理の業務期間を令和6年度から令和8年度の3
年間とし、限度額を総額5億3,740万5,000円とする
ものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

議案第7号令和5年度網走市下水道事業会計補正
予算は、全会一致により原案可決すべきものと決定
してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

井戸達也委員長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第10号財産の取得について説明を求めます。

小松広典新庁舎開設準備室次長 資料の35ページ、資料7号を御覧願います。

議案第10号財産の取得について御説明いたします。

取得理由につきましては、新庁舎移転に当たり、クラウドシステムへの移行に係る情報機器を整備し、業務の効率化を図ろうとするものでございます。

取得する財産の概要は、新庁舎移転に当たり、業務用端末をクラウド化するネットワーク機器及びライセンスを含む端末でございます。無線LAN通信ネットワーク機器、グーグルワークスペースの利用ライセンス5年分を含むクロームブック390台の取得となっております。取得の相手方は、北海道市町村備荒資金組合でございます。

取得方法は、市が財産の選定入札などの購入事務を行い、その後、北海道市町村備荒資金組合が購入先と売買契約を締結し、購入した財産を市へ譲渡するものでございます。

去る8月10日に、一般競争入札を執行したところですが、その結果により、取得金額は1億4,751万円、相手方は東日本電信電話株式会社で、令和6年3月29日を納期として取得しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

井戸達也委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ありますか。

山田庫司郎委員 備荒資金組合がどうだということではないんですが、この取得方法の中にですね、入札関係は市がやってですね、その後、備荒資金組合から市が譲渡を受けると。それで財産の購入代金に財政融資資金の貸付金利を加算というふうになっていますが、これ取得金額が1億4,751万円だと思えますが、これに5年間で貸付金利っていうのは幾らぐらいついて、やっぱり安いんでしょうか。その辺も含めて説明いただきたいと思います。

小松広典新庁舎開設準備室次長 備考資金の利息につきましては、6月の議会において、債務負担行

為の上限額ということで議案として御審議いただいたところなんですけれども、全体、その中でもともと、現年度分とそれから令和6年から9年度分への部分がございます、当該年度の利息としましては、令和5年で74万1,000円、それから、令和6年から9年の利息分としまして、332万2,000円の利息として合わせて406万3,000円を上限として見ていたところでございます。

本体分につきましては、1億4,760万3,000円ということですので、合わせまして1億5,166万6,000円という形での備考資金組合での全体の上限額という形で御審議いただいたところでした。

利息につきましては、基本的に半年賦1%で見えております。

山田庫司郎委員 わかりました。

井戸達也委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第10号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

次に、請願、陳情、要請について審査いたします。

令和4年9月8日に開催された代表者会議、その後、議会運営委員会において、議会先例・事例・申し合わせ事項106として次のように取り扱うことが決定されております。

(1) 請願、陳情は、原則として付託された定例会の委員会において、会期中に審査するものとする。

(2) 上記にかかわらず、閉会中継続審査とされた請願、陳情は、原則として次回の定例会までに審査を終了するものとし、それができない場合でも、付託以後1年以内のいずれかの定例会において審査が終了するよう努めるものとし、結審に至らない当該案件につきましては、審議未了として取り扱うものとする。提出後1年以内に開催されるいずれかの定例会で2回審議を行い、結審がつかないものは審

議未了、廃案となります。

それでは、陳情第2号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について審査をいたします。

この陳情について、委員の皆様からの御見解をお示しいただきたいと思ひます。

御発言願ひます。

澤谷淳子委員 こちらの陳情のほうですけれども、採択をお願いいたします。来年で一旦期限が来てしまうということなので、やっぱり、まだまだスキー場とかの方達、大変だと思ひますので採択をお願いいたします。

石垣直樹委員 軽油引取税の免税措置、これはスキー場の部分でございますが、延命措置がなくなってしまうということで、こちらの陳情に関しては採択と考えます。

井戸達也委員長 ほかに。

松浦敏司委員 これは、以前もありましたけれども、いわゆる当然のことだというふうに思ひます。こういったゲレンデというところに税金がかかるとなると、経営に非常に影響を与えるということでこの重油引取税の課税免除というのは必要なことであり、この陳情については採択ということをお願いしたいと思ひます。

井戸達也委員長 ほかに。

深津晴江委員 これにつきましては、採択をお願いいたします。

井戸達也委員長 ここまで、採択の御意見のみでございます。

ちなみに不採択、そして継続の方がおられましたら、発言願ひたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

陳情第2号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱いさせていただきます。

井戸達也委員長 次に、市町村議会における「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」の議決についての要請についての審査を行います。

委員の皆様からの御見解をお示しいただきたいと思ひます。

石垣直樹委員 市町村議会における「国土強靱化に資する社会資本整備に関する意見書」についてですが、こちらはまだまだやはり、網走市としても、整備等様々ございますので採択と考えております。

井戸達也委員長 採択という御意見でございます。

発言ございますか。

松浦敏司委員 私どもはこの部分でいうと、とりわけ今、大事なのは何かと言うと、これは、高度経済成長のもとで道路や橋梁やトンネルっていうのが、かなり強力に進められて今、老朽化が非常に激しくなっているということで既に事故等も全国の中で起きているような状況もあります。この記の4のところでは、橋梁、トンネル等の老朽化対策ということで入っておりますので、これはそれで大事だというふうに思ひますのでこの部分は私もいいかなというふうに思ひますが、3のところでは高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間を4車線化というようなことがあって、これは今、本当にそれほど急ぐべきかという点では、甚だ私どもとしては疑問に思ひていて、この部分はちょっと委員会の中で何とかもうちょっと表現の方法はないかなというふうに思ひますので、この部分の内容によっては、反対せざるを得ないかなというふうに思ひますが、そういう意見であります。

井戸達也委員長 今の御発言でいきますと、最終的にはどのようなお考えか。

松浦敏司委員 この部分で一定の文言なり、整理していただいて、合意できるような中身であれば、賛成できるかなというふうに思ひますが、その辺でちょっと.....。

井戸達也委員長 暫時休憩いたします。

午後0時00分休憩

午後0時04分再開

井戸達也委員長 それでは再開いたします。

松浦委員からの発言を受けて、どなたか発言ございますか。

小田部照委員 これに関しては、国土強靱化に資する社会資本整備ということで大変、この網走も重要なものでありますので、ぜひ採択すべきということを申し添えてですね、網走の実情に合ったような形に意見書をちょっと整えてですね、ぜひ、松浦さんにも賛同いただいて全会一致で採択すべき案件だと思ひますのでよろしく願ひます。

井戸達也委員長 ただいまそのような御意見がご

ございましたが、松浦委員よろしいでしょうか。

確認いたします。

松浦敏司委員 はい。

井戸達也委員長 それでは、採択という形で取り扱いさせていただきたいと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

採択とさせていただき、網走版の意見書として提出するという形を取らせていただきたいと思います。

ここで理事者退出のため、暫時休憩いたします。

午後0時05分休憩

午後0時07分再開

井戸達也委員長 再開いたします。

次に、継続審査となっていた請願、陳情について審査いたします。

これから審査する請願、陳情は、令和5年6月15日に当委員会に付託され、審査しましたが継続審査となっております。

今回2回目の審査となりますので、採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

それでは、請願第5号あばしりまちづくり条例の制定を求める請願について審査いたします。

この請願について、委員の皆さんから御意見を、御見解をお示しいただきたいと思っております。

石垣直樹委員 あばしりまちづくり条例の制定を求める請願、請願者、新党連帯の代表鯉谷忠さん、紹介議員、金兵智則議員でございますが、こちら文言、それなりの文章が書かれておりますが、やはり、この地域の最高規範となるまちづくり条例というものは、現状でも様々な条例、計画がある中で、そのさらに上にいく条例ができてしまうというのは、とてもおかしいことだと思います。

地方自治条例のようなものかと思いますが、それはあってはならないものと思っておりますので、不採択。

井戸達也委員長 ほかに御意見ございますか。

山田庫司郎委員 委員間討論までする気はありませんが、石垣委員の発言、最高規範ということであるんなやつがあるのにそういうものをつくるのはおかしいという議論があったんですが、今回、これはやっぱり市民を中心とした議会も理事者も含めて、みんなでやっぱりまちづくりをつくっていきましよう、まちづくりをしていきたいと思いますという条例です。ぜひ、非常に時間を要する課題だと思いますし、今回出ているこの案についても、一字一句含め

てきちっと整理をしていかなきゃなんらんとということで相当時間を要するんだらうというふうに思いますが、ぜひ採択をしてですね、理事者のほうにも考えていただくという意味で第125条ですから、ぜひ採択をお願いしたいと思います。

井戸達也委員長 ほかに御意見ございますか。

澤谷淳子委員 私も不採択でお願いいたします。

ここに書いてあることをいいことのように見えますけれども、私たちは、もともと正当な選挙で選ばれた私たち市議会議員がいますので、このさらに、さっき石垣委員も言いましたけれども、地域の最高規範となるあばしりまちづくり条例ということで、本当に不思議だと思います。

そしてまた、住民の代表である議会においてもということで、住民というか、市民の選挙で選ばれた私たちがそれをまた住民の皆さんといろいろ意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、これはやっぱり不採択でお願いいたします。

井戸達也委員長 今現在時点において採択、そして不採択と意見が分かれている状況でございます。これについてはですね、全会一致を旨とするということでございますので、2回の定例会が終了いたしますので審議未了という形で取り扱いをさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

井戸達也委員長 次に、陳情第1号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情について審査をいたします。

この陳情について、皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

松浦敏司委員 インボイス制度、いよいよ来月から始まるという中であっても、先日もフリーランスの人たちが国会に押しかけて35万筆の署名を添えて、とにかくインボイス方式は早急なるやり方はやめてくれということです。

そもそも、1,000万以下の売上げ、あるいは俳優さんやそういう人たちも含めてそうなのですが、1,000万以下の非課税の人たちがその対象となるということで、納めなくてもいいはずの消費税を生活ぎりぎりの中でやっている中で、さらに消費税を納めなければならないというのは、やはり、どう考えてもおかしな制度なんです。

結果として、誰かが払わなければ、どこかの時点

で事業者が納めなければならない。新たな増税と、消費税の増税というふうにも言えるわけです。そういう意味で、今、この時期でインボイス制度を実施するということが自体は、新たな中小、零細、小規模事業者の中で経営が成り立たなくて廃業に追い込まれるということも当然、想定されるということからこの陳情についてはよく理解できますので、採択でお願いしたいと思います。

井戸達也委員長 ほかに御発言ございませんか。
ただいま、採択という現状になります。

山田庫司郎委員 私も松浦委員が言うとおりですね、この中にも書いています。1,000万円以下の今まで対象になってなかった方たち、いわゆる個人事業主含めてフリーランスの方や一人親方がそこに書いています。個人タクシーの運転手さんや小規模農家、そういう方たちまでも対象となるということで、この中にも書いていますように、多くの団体がこれ延期とかですね、見直しとか、いろんな形で今、声を上げているわけですから、やっぱり政府も耳を傾けて、これはしっかりですね、一回延期をして見直しを、中を精査するということが私は必要だというふうに思いますんで、ぜひ、網走市議会としても採択をして意見書を提出いただきたいというふうに思います。

井戸達也委員長 ただいま採択という御意見が二つございます。

ほかに不採択、継続はないので不採択という御意見がありましたら御発言願いたいと思いますが。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りをいたします。

陳情第1号国に対して、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情については、全会一致により採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井戸達也委員長 それでは、そのように決定いたします。

ここで意見書案を配布いたしますので、暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後0時22分再開

井戸達也委員長 それでは、再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思えます。まず、陳情第1号国に対し、適格請求書等保存

方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情。そして陳情第2号軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情。そして、市町村議会における社会資本整備等に関する意見書の議決についての要請でございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

確認いただいたとおり、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国及び関係行政機関に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

井戸達也委員長 それでは、次に、秋季視察について協議をいたします。

秋季視察は、所管委員会として所管に属する市内施設等の状況を把握しておく必要があるため、実施しているという経過がございます。

今年度におきましては、7月に農作物の作況調査、8月に市内公共施設視察を実施しており、今現時点において多くの施設を見ている状況でございます。

秋季視察を実施するとなると、10月の実施になるかと思っておりますけれども、各常任委員会の行政視察の予定も入っていることからですね、実施できる日にちが限られるといった状況でございます。これらを踏まえてですね、秋季視察を実施するかどうかという部分についても皆さんで協議をしたいと思えます。

委員の皆さんから御発言がございますか。

深津晴江委員 新人議員といたしましては、市内のまだ見ていないところをぜひ見学に行きたいと思えます。

井戸達也委員長 具体的にはございますか。

深津晴江委員 多分デンソーさんとかまだ見に行っていないかなというふうに思えますし、あと日体大の農場もまだ見てないと思えますし、もし時間帯とか可能でしたら……なんでしょうか、水揚げの状況とか、見てみたいというふうに考えます。

井戸達也委員長 ほかに御意見ございますか。

今、ぜひ視察を行いたいという実施したいという御発言でございました。

それを受けまして、可能な限りの調整をしていく方向で進めてまいりたいと思えますけれども、これ

について、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

その視察項目についても、今、ただいま深津委員から御発言あった内容を基に調整をしていきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、秋季視察については実施するという方向で調整をしたいと思えます。

井戸達也委員長 次に行政視察についてでございます。

8月17日に行程案を確認いたしまして、今後、公共交通の時間、時刻など変更生じる場合もございますので、最終的な行程につきましては出発の1週間前までに事務局を通じ皆様に送付させていただく形になります。

これは、委員会の行政視察ということでございます。この取りまとめについてですね、報告書になりますけれども、提出していただいているということでございますけれども、今回についてもその形によるしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、視察の報告書を提出していただくという形を取らせていただきたいと思います。

次に、視察の報告書の提出の期限ですけれども、11月6日月曜日までを期限にしたいというふうに思えますけれども、皆さんの予定を御確認いただいて、それでよろしければそのように決定したいと思いますけれども、いかがでしょうか。10月27日に帰って来る形になりますので、1週間ちょっとでございますので、その期間に報告書を作成いただいて、11月6日月曜日までに提出をいただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をいたします。

以上をもちまして、総務経済委員会を終了いたしますが、何か皆さんからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後0時27分閉会
